京都市告示第 213 号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから，京都市勧業館条例第４条第１項ただし書の規定に基づき，臨時休館について，次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成２０年８月１日

京都市長　門川　大作

１　臨時に休館する日

平成２０年８月１４日（木）から同月１６日（土）まで

２　休館の理由

特高受変電設備の法定保守点検のため

（産業観光局商工部経済企画課）